

令和8年度
県の予算・制度に関する要望書

相模原市

相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、子ども達の笑顔が輝き、未来に希望を抱くことができる「幸せ色あふれるまち」を実現するために、「子育て」、「教育」、「まちづくり」に重点を置きながら、起業・産業支援をはじめ、健康・福祉、災害・安全対策、環境対策など幅広い分野において施策を総合的に推進することで、皆様から「子育てするなら相模原」、「教育を受けるなら相模原」、「起業するなら相模原」、「第2、第3の人生を楽しむなら相模原」と言っていただき、選んでいただけるまちづくりに取り組んでおります。

これらの市政を推進するに当たりましては、今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大、公共施設の老朽化への対策など多くの課題を抱えており、引き続き、厳しい行財政運営が続くことが見込まれますことから、令和3年度から令和6年度における「相模原市行財政構造改革プラン」の取組として、まちづくり事業等の選択と集中や既存の公共施設等の見直し、民間活力の導入、税源涵養に資する都市基盤の整備や産業集積を行ってきたところです。また、今後も本市が持続的に成長・発展を続けるために、行財政基盤を維持しながら、施策をより効果的に推進することが必要です。

本要望書は、本市が目指すまちづくりを実現するため、県において予算及び制度などについて御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和8年度の予算編成に当たりまして、本要望書に掲げた事項への特段の御配慮をお願いいたします。

令和7年9月 相模原市長

本村賢太郎

目 次

重点要望事項

1	県立都市公園の整備促進【新規】	1
2	県民の水がめとしての重要な役割を担う 水源環境の保全・再生施策の充実等	2
3	宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進	4
4	医師の働き方改革に伴う救急医療機関等への支援	5
5	公共交通の担い手確保に向けた取組の推進	6
6	市町村による独自の処遇改善によらない 保育士等の確保に向けた支援	7
7	中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援	8
8	広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進	9
9	二級河川境川の改修	10
10	土砂災害対策の推進	11

要望事項

11	県営水道と市営簡易水道との統合の検討	12
12	広域的な最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政支援【新規】	13
13	自転車及び高齢者の交通安全対策の推進	14
14	野生鳥獣の被害対策の充実	16
15	特定外来生物の主体的な防除の実施	18
16	保育士宿舎借り上げ支援事業の 補助要件の見直しに伴う県の財政支援の強化	19
17	子どもの学習進学支援事業補助金の制度改善【新規】	20
18	フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援策の拡充【新規】	21
19	高等学校等における授業料支援施策の拡充【新規】	22
20	障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置【新規】	23
21	都市計画基礎調査の実施に係る交付金額への要望【新規】	24
22	広域交通網の整備への支援	25
23	都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援	26
24	学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置	27
25	県立特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置	28
26	市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化	29
27	交番の効果的な設置及び再編	30

重点要望事項

1 県立都市公園の整備促進【新規】

県土整備局 都市部 都市公園課

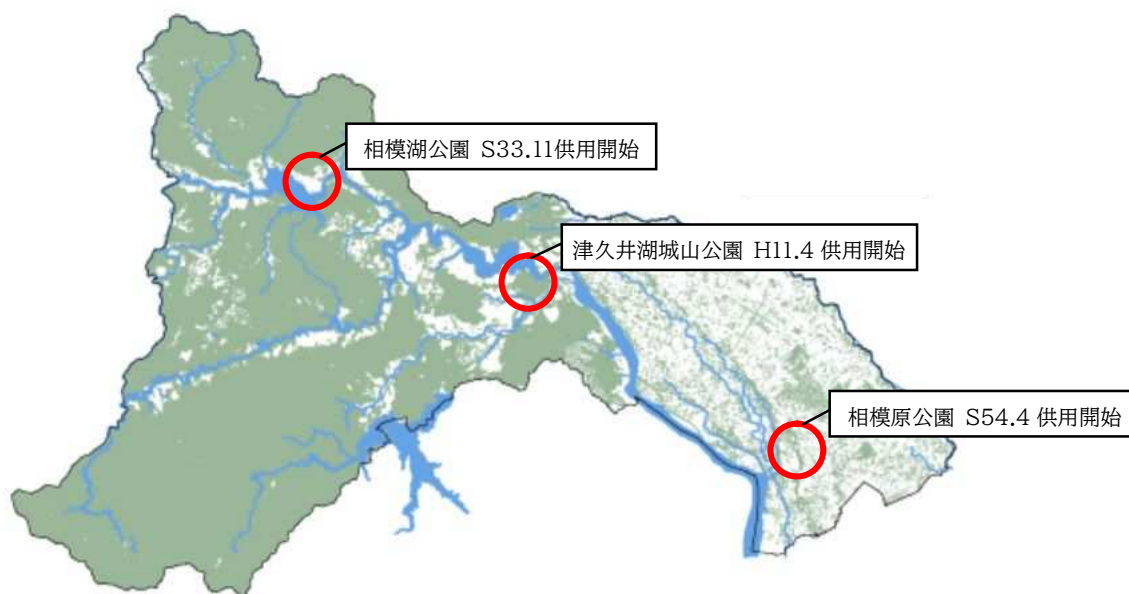
【要望事項】

- 1 県立相模湖公園、県立相模原公園及び県立津久井湖城山公園の再整備や公園施設等の更新を行うこと。
- 2 様々な分野の事業主体との連携を強化することなどにより、更なる公園の利活用を推進すること。

【要望の説明】

本市では、自然環境やレクリエーション、防災、歴史など、地域ごとの利用者のニーズや特性を生かし、市民の憩いの場となるような魅力的な公園の整備を進めるとともに、施設の安全性の確保や機能・役割の発揮が図られる適切な管理、様々な分野の事業主体との連携などによる公園の利活用を推進しています。

本市にある県立相模湖公園、県立相模原公園及び県立津久井湖城山公園については、地域住民の交流や活動の場としての役割に加え、地域資源を生かした観光拠点としての役割も担っていただいておりますが、供用開始から年月が経過し、老朽化が進んでいる状況を踏まえ、再整備や公園施設等の更新を行うとともに、様々な分野の事業主体との連携を強化することなどにより、更なる公園の利活用を推進することを要望します。



【要望の担当】

市長公室	政策部	政策課長	田加井 英希	TEL042-769-8203
環境経済局	環境部	公園課長	中村 陽	TEL042-769-8243

2 県民の水がめとしての重要な役割を担う水源環境の保全・再生施策の充実等

環境農政局 緑政部 水源環境保全課
環境農政局 緑政部 森林再生課

【要望事項】

「かながわ水源環境保全・再生基本計画」（令和９年度から２０年間）の策定に向けて、事業の詳細を検討・調整するため、県・市町村首長会議（水源施策関連）の配下に設置されたワーキングを継続するとともに、次期計画策定後も連携して進行管理を行うため、県知事と市町村長による会議体を設置すること。あわせて水源環境の保全・再生のための取組を継続できるよう、その財源確保を含む必要な措置を講じるとともに、十分な財政支援を行うこと。

【要望の説明】

本市は県内の上水道の水源の約６割を占める相模川水系を支える相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などを抱えており、県民の水がめとしての重要な役割を担う水資源を有しています。また、市域の約６割を森林が占め、豊かな水資源の確保のために重要な水源涵養機能を担っています。

これまで県は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」（以下、「施策大綱」という。）と施策大綱に基づく「かながわ水源環境保全・再生実行５か年計画」を策定し、水源環境の保全・再生に取り組んできました。

施策大綱終了後の令和９年度以降については、県・市町村首長会議（水源施策関連）における意見等も踏まえて検討が進められているところですが、かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくため、森林の適正管理に資する支援、河川・水路における自然浄化対策の推進など、引き続き、水源環境の保全・再生施策の取組が必要です。そのため、次の事項について要望します。

１．水源環境の保全・再生施策に係る取組の推進

県では、施策大綱に基づき、荒廃した森林の整備や生活排水処理対策などに取り組んでいるところですが、その一方で、令和元年東日本台風等による大規模な森林被害など、施策開始当初は想定されなかった新たな課題も生じています。自然災害の激甚化・頻発化への対応やＳＤＧｓの推進、さらには脱炭素社会の実現など、近年の社会的課題を踏まえると、施策大綱に基づく取組は、今後ますます重要になります。

かけがえのない県民共通の財産である豊かな水資源を守っていくためには、保全・再生された水源環境を将来にわたり維持するための長期的に継続した取組が必要であることから、森林の適正管理に係る市有林、財産区有林及び私有林に対する支援や河川・水路における自然浄化対策の推進など、現行の水源環境の保全・再生施策を令和９年度以降の「かながわ水源環境保全・再生基本計画」（以下、「次期計画」という。）においても継続するよう要望します。

なお、次期計画の策定に向けて、今後、事業の詳細を検討・調整するため、県・市町村首長会議（水源施策関連）の配下に設置されたワーキングを継続するよう要望します。

また、次期計画策定後も連携して進行管理を行うため、令和9年度以降も県知事と市町村長による会議体を設置するよう要望します。

2. 生活排水処理に対する支援

本市では、富栄養化にある湖の水質改善のため、相模湖、津久井湖などのダム集水域において生活排水処理の取組として、公共下水道及び市設置高度処理型浄化槽の整備を進めてきましたが、水源環境保全のためには、生活排水処理率をさらに向上させるとともに、整備後も適切な維持管理を行っていくことが重要です。

これらの取組を確実に進めるためには、水源施策に対するダム集水域の住民の理解を得ながら、実現性の高い事業計画を検討し、令和9年度から始める次期5か年実行計画に位置付け、十分な財政支援を実施するよう要望します。

【要望の担当】

環境経済局	経済部	森林政策課長	松田 幸喜	Tel042-780-5270
都市建設局	土木部	河川課長	加藤 弘文	Tel042-769-8273
都市建設局	土木部	津久井下水道事務所長	白井 裕一	Tel042-780-1409
緑区役所	区政策課長		笠原 正則	Tel042-775-8802

3 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進

政策局 政策部 土地水資源対策課

【要望事項】

宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書に基づき、フィッシング利用が図られるよう引き続き関係機関等と連携した取組を推進すること。

【要望の説明】

平成11年3月に建設省（当時）、神奈川県、愛川町、清川村及び津久井町（当時）の5者は、宮ヶ瀬ダム維持と保全を図りつつ、自然公園としての秩序ある利用を推進するとともに、地域振興を図るため、「宮ヶ瀬湖湖面利用についての基本協定書」を締結し、フィッシング利用を行うこととしているものの、いまだ実現には至っていません。

また、令和元年度末から流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、密にならないアウトドアレジャーの需要が顕在化し、フィッシングの人気の高まっており、釣り場として開放されていない宮ヶ瀬湖は全国的に注目されている湖となっています。

5者間で締結をした基本協定書、さらに現在の社会的背景に鑑み、宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現を図ることは、本市のみならず、宮ヶ瀬湖周辺地域の発展に大きく寄与するものであると考えます。

現在、5者に、宮ヶ瀬湖周辺地域の活性化や振興などを図ることを目的として設立された公益財団宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を含めた6者で、「宮ヶ瀬湖フィッシング利用実現可能性等調査」に取り組んでおり、令和6年度までの調査により確認された可能性について更に詳細な調査を進めているところですが、県におかれましては、フィッシング利用の実現に向け、引き続き関係機関等と連携して取組を進めていただくよう要望します。

【要望の担当】

市長公室 政策部 観光政策課長 鈴木 一広 Tel042-769-8236

4 医師の働き方改革に伴う救急医療機関等への支援

健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課

【要望事項】

医師の働き方改革に伴い、医師派遣及び医師確保について影響を受けている救急医療機関等に対し、救急医療体制の維持・確保ができるよう適切な支援を講じること。

【要望の説明】

医師の働き方改革に伴い、令和6年4月から医師に対する時間外・休日労働時間の上限規制等が適用されました。本市においても、大学病院からの医師派遣の縮小により、二次救急医療の輪番体制が組めなくなる病院が発生しました。

市内の救急医療機関に多くの医師を派遣している北里大学病院においても、時間外手当等の経費の増加や物価高騰による収益の悪化など、経営に関する課題を抱えていることから、今後、医師派遣の縮小等の対応が予想されます。

また、本市では人口10万人当たりの内科医が55.2人となっており、全国平均の74.2人と大きく乖離しています。特定の診療科目の医師が不足していることも、救急医療体制の維持が困難となる要因となっております。

こうした実情を踏まえ、地域のインフラである救急医療体制を維持するため、医師の安定的な確保のための施策を要望します。

また、地域医療勤務環境改善体制整備事業等では、勤務環境改善を目的とした人材確保に関する経費が一定基準措置されているところではありますが、事業の対象とならない大学病院からの派遣の縮小等で人材確保に関する経費が増加した救急医療機関や、下り搬送等で救急医療体制の確保に協力する医療機関に対しても、財政支援が図られるよう合わせて要望します。

【要望の担当】

健康福祉局 保健衛生部 医療政策担当部長(健康福祉局 保健衛生部 医療政策課長(兼))
井上 美紀 TEL042-769-9230

5 公共交通の担い手確保に向けた取組の推進

県土整備局 都市部 交通政策課

【要望事項】

県民の生活を支える路線バス等の公共交通の担い手の確保に向けて、国や交通事業者等と連携を図りながら、県内事業者における人材確保・定着に資する支援金制度を創出するなど、効果的な取組を主体的に推進すること。

【要望の説明】

公共交通を支える路線バス等の運転士不足が全国的な課題として叫ばれる中、担い手確保に向けた取組の重要性は益々増加しています。

特に、令和6年4月に施行された、運転士の働き方改革関連法である改正労働基準法及び改善基準告示（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（令和4年厚生労働省告示第367号））に各交通事業者が対応することに伴い、運転士不足に一層の拍車がかかること（いわゆる2024年問題）が懸念され、現に、本市内を運行する民間バス路線については、令和7年4月のダイヤ改正に伴い、平均で約7%の減便となっています。

今後、県民の生活を支えるバス路線の減便・廃止が一層進行していくことが懸念される中、路線バスは、基礎自治体の区域を越えた県民の生活・移動実態に応じて運行されており、それを支える担い手の確保に向けた施策は広域的に取り組むべきものであると考えています。

こうしたことから、広域自治体として、主体的に関係団体等との連携強化を図りながら、県内事業者における人材確保・定着に資する支援金制度を創設するなど、効果的な対策を講じることを要望します。

○相模原市内における運行回数変更の概要（令和7年4月ダイヤ改正）

	実施前	実施後	減少回数	減少割合
平日	664.0回	615.5回	48.5回	-7.3%
土曜	472.0回	445.0回	27.0回	-5.7%
休日	457.0回	426.0回	31.0回	-6.8%

○改善基準告示の概要

	1年の拘束時間	1ヵ月の拘束時間	1日の休息期間
改正前	原則：3,380時間 最大：3,484時間	原則：281時間 最大：309時間	継続8時間
改正後	原則：3,300時間 最大：3,400時間	原則：281時間 最大：294時間	継続11時間を基本とし、 継続9時間

【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課長 長澤 孝 TEL042-769-8249

6 市町村による独自の処遇改善によらない保育士等の確保に向けた支援

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課

【要望事項】

国が市町村による独自の処遇改善によらず保育士等を確保できる仕組みを構築するまでの期間、市町村に対して保育士等の処遇改善を目的とした財政支援を実施すること。

【要望の説明】

令和5年12月に国が少子化対策の実現に向けて策定した「こども未来戦略」では、教育・保育の現場における子育て世帯の不安を解消し、安心してこどもを預けることができる体制を整備する必要性が示され、その取組として、令和6年4月には、75年ぶりに保育士等の配置基準が改善されました。また、地域の子育て家庭への支援の強化を目的として、新たに「乳児等通園支援事業」が制度化され、本市においても、令和8年度の給付化に向けて取組を進めています。

少子化対策の実現に向けて、こうした取組を確実に進めていくためには、教育・保育の担い手となる保育士等の確保が必要不可欠ですが、厚生労働省一般職業紹介状況によると令和7年1月時点の保育士の有効求人倍率は、全職種の平均が1.34倍であるのに対して、3.78倍と大きく上回っており、人材不足が深刻化しています。

こうした状況を改善すべく、近年、国でも保育士等の処遇改善に向けた取組が行われているものの、依然として、人材不足は解消されておらず、本市を含め多くの市町村が独自に処遇改善を行い、保育士等の確保に取り組んでいる状況です。特に、東京都や千葉県は、他県より手厚い処遇改善を実施すべく、域内の市町村に対する財政支援を行っています。こうした独自の処遇改善は、一部の地域においては、一定の効果がある反面、人材確保に関する地域間の格差や競争を生み、他の地域における安定的な保育人材の確保を阻害する要因となっています。

県では、令和6年5月7日に埼玉県、千葉県とともに、国に対して「居住する地域にとらわれないこども施策の実現」に向けて「自治体の財政状況に起因する格差が生じないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずること」を要望したものと承知しています。要望の趣旨を踏まえ、国が市町村による独自の処遇改善によらず保育士等を確保できる仕組みを構築するまでの期間、市町村に対する処遇改善を目的とした財政支援の実施について要望します。

なお、保育士等は、保育所等以外の児童養護施設等に勤務している場合もあることから、児童養護施設等に勤務する保育士等についても、同様の対応について要望します。

【要望の担当】

こども・若者未来局 保育課長

風間 大祐 TEL042-769-8341

こども・若者未来局 こども家庭支援部 こども家庭課長

山口 幸司 TEL042-769-9811

7 中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援

健康医療局 保健医療部 医療整備・人材課

【要望事項】

中山間地域（津久井・相模湖・藤野）の持続可能な医療体制の確保に係る取組について、必要な支援を行うこと。

【要望の説明】

本市（相模原二次保健医療圏）の医師偏在指標は全国及び県平均より低く、診療所医師偏在指標においては県内最下位であり、さらに、市内の中山間地域とそれ以外の地域では医師配置状況に差があることから、中山間地域の医師偏在指標がさらに低いことは明白です。

本市では、この中山間地域にある6か所の市所管の診療所に医師を安定的に確保するため、独自に地域医療医師修学資金貸付事業や地域医療医師寄附講座事業を実施しているところですが、修学医師のみでは不足している状況にあります。令和6・7年度において自治医科大学卒業医師を配置いただいているところですが、引き続き、本市の実情を御理解いただき医師配置の継続について特段の御配慮を要望します。

また、地域医療医師修学資金貸付事業や地域医療医師寄附講座事業については、多大な財政負担を伴っているところですが、地域医療介護総合確保基金等による財政的支援を受けることができていません。本市独自の事業ですが、間接的に県内における医師の地域偏在の是正等に寄与していることを御理解いただくとともに、地域医療介護総合確保基金がより使いやすい基金となるよう、事業採用基準の見直しを強く要望します。

【要望の担当】

健康福祉局 保健衛生部 医療政策課 地域医療対策室長 稲野 博泰 Tel042-769-9230

8 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進

県土整備局 都市部 都市公園課

【要望事項】

県が計画を進めている津久井湖城山公園の拡大区域について、広域的な防災拠点としての機能の検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

【要望の説明】

県立津久井湖城山公園は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や津久井広域道路が交差する交通の要衝に位置していることに加え、今後、整備が予定されている拡大区域は平坦で広いスペースを有しています。

こうした中、県においては、県立都市公園の整備・管理の基本方針の一つとして、災害対応や広域的な防災拠点との考え方を示し、本市と災害時の活用方法について調整しているところですが、本市としても警察機関や自衛隊等が集結するための広域応援活動拠点としての使用等、広域的な防災拠点としての有効性が高い区域であることから、拡大区域を含む全域の開園に向けて、早期に事業を実施するよう要望します。



【要望の担当】

危機管理局	危機管理統括部	防災計画担当課長	関口 康之	Tel.042-769-8208
環境経済局	環境部	公園課長	中村 陽	Tel.042-769-8243

9 二級河川境川の改修

県土整備局 河川下水道部 河港課

【要望事項】

- 1 二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進めること。
- 2 雨水管の放流抑制の見直しを行うこと。

【要望の説明】

本市と町田市の行政界を流れる境川において、昭和40年代から幾度となく集中豪雨等による氾濫により床上・床下浸水の被害を受けており、近年では、令和元年東日本台風でも浸水被害が発生し、沿川地域の住民は、集中豪雨等がある度に水災害への不安や対応を余儀なくされ、精神及び身体ともに大きな負担を強いられる状況となっております。

近年では、全国各地で水災害が激甚化・頻発化するとともに、気候変動の影響により21世紀末には全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍の増加が見込まれており、令和3年度ではハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、下水道法や特定都市河川浸水被害対策法など関係する法律が改正され、「流域治水」の重要性はますます高まっているところです。

本市では、令和5年3月に、今後の気候変動の影響等を踏まえ、これまでの計画降雨（51.1mm/h）に1.1倍を乗じた56.2mm/hに対応した雨水管整備を進めていく方針とした第3次雨水対策基本計画を策定し、工事実施に向けた取り組みを行っております。一方、県においては平成27年度に策定された「境川水系河川整備計画」に基づき、時間雨量概ね60mm対応の河川改修を30年計画として位置づけておりますが、依然として境川への放流量が抑制されており、市が整備した雨水管の能力が十分に発揮できない状況です。

こうしたことから、県民・市民の生命・財産を守るため、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を早急に進めるとともに、放流量の抑制見直しに向け、河川の流下能力の確認を進めるなど、より一層計画的に取り組むよう強く要望します。

令和元年東日本台風における被害状況



【要望の担当】

都市建設局 土木部 河川課長	加藤 弘文	TEL042-769-8273
都市建設局 土木部 下水道経営課長	田野倉 求一	TEL042-707-1890

10 土砂災害対策の推進

環境農政局 緑政部 森林再生課
県土整備局 河川下水道部 砂防課

【要望事項】

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策（抜本的な防ぎょ対策工事等）及び治山事業の更なる推進を図ること。

【要望の説明】

県においては、土砂災害対策として「砂防法」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」等に基づき、堰堤工や法枠工などの施設整備を行っているとは承知しています。

また、森林の維持造成を通じて山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、「森林法」に基づき治山事業を行っているとは承知しております。

本市では、令和元年東日本台風において、「土石流」や「がけ崩れ」が多数発生し甚大な被害を受けるとともに、避難場所が不足したことから、指定緊急避難場所を追加指定し、早めの避難行動を促しているところです。

こうした中、令和3年5月25日に、急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域等が追加指定されたことから、多くの人家や避難経路が土砂災害特別警戒区域内に位置することとなりました。

土砂災害防止施設の整備には、多大な費用と相当な期間を有することは承知しておりますが、市立藤野北小学校をはじめとする小中学校等の教育施設や、人家が多い箇所はもとより避難経路の危険箇所を解消するためにも、抜本的な防ぎょ対策工事等の更なる推進を要望します。

また、令和元年東日本台風により被害のあった山林のうち、緊急に復旧しなければならない箇所の多くは完了している状況であると承知しておりますが、未だ復旧していない箇所もあり、二次的被害が生じることが懸念されることから、森林の再生や安全・安心な国土基盤の形成に向けた治山事業の更なる推進を要望します。

【要望の担当】

危機管理局	危機管理統括部	防災対策担当課長	滝口 明子	TEL042-707-7044
環境経済局	経済部	森林政策課長	松田 幸喜	TEL042-780-5270
教育局	教育環境部	学校施設課長	加藤 雄二	TEL042-707-7051

要望事項

11 県営水道と市営簡易水道との統合の検討

政策局 政策部 土地水資源対策課

【要望事項】

本市緑区の中山間地域における簡易水道について、県営水道との統合に向けた検討を早期に行うこと。

【要望の説明】

本市の水道は、給水人口ベースで99.5%が広域水道である神奈川県営水道によって供給されているところですが、県民の水源地域である本市緑区の中山間地域の一部において、市営の簡易水道や組合営の小規模水道が点在しています。

本市ではこれまで、平成18年3月及び19年3月に市町合併により、旧津久井町及び旧藤野町が運営していた6つの簡易水道を引き継ぎ、平成21年度から令和元年度まで、市営の簡易水道と統合することが合理的な簡易水道や小規模水道の統合整備を行い、現在は3つの簡易水道を運営しています。

市営の簡易水道については、高低差のある中山間地域に給水区域や水道施設が点在し、給水人口も少ないことから、給水効率が非常に悪く、本市では事業の経営健全化に向け、料金改定や業務効率化などを行ってきたところです。

本市域の水道の供給に関しては、水道法において、本市の役割とされていることは承知しておりますが、本市の簡易水道に関しては、本市の大部分に水道を供給している県営水道のスケールメリットを活かして運営することが効率的です。

県においては、令和元年10月に施行された改正水道法に基づき、県内の広域連携を推進するため、令和5年3月に「神奈川県水道広域化推進プラン」が策定されました。

当プランにおいては、広域連携は県内の圏域ごとに行うこととし、まずは業務の共同化から段階的に検討を進め、将来的には事業統合等の可能性も検討を行うこととされているところです。本市の独自の事情を踏まえ、広域連携に関する課題解決に向けた取組を支援するとともに、将来的に本市の簡易水道と県営水道との統合に繋がる検討を進めるよう要望します。

【要望の担当】

都市建設局	土木部	津久井土木事務所長	成沢 史人	Tel042-780-8210
都市建設局	土木部	道路計画課長	小林 誠	Tel042-769-8373

12 広域的な最終処分場の確保と外部委託処理に対する財政的支援【新規】

環境農政局 環境部 資源循環推進課

【要望事項】

県による広域的な一般廃棄物最終処分場の確保及び焼却残渣を外部の民間事業者へ委託処理することについて、循環型社会形成の推進と最終処分場延命の観点から、県の主導的な取組及び市町村と共に、国に対して財政的支援を働きかけるよう要望する。

【要望の説明】

ごみの安定処理のためには、最終処分場が必要不可欠であり、県内においては、単独自治体による新たな最終処分場の確保は容易ではなく、既設の最終処分場の残余年数も限られています。

新たな最終処分場の確保が難しい現状においては、既設の最終処分場の延命化を図ることが重要となり、その方策の一つが焼却残渣の資源化です。

本市では、焼却残渣の資源化において、ごみを溶融スラグ化するガス化溶融炉を採用しておりますが、スラグ化の過程において処理しきれない焼却残渣については、その一部を県外の民間委託先において資源化しています。

自治体が最終処分場や焼却残渣の溶融施設を整備する場合には、国による循環型社会形成推進交付金の対象となっておりますが、現時点において、民間へ資源化処理を委託することについては、支援策が取られていない状況です。

市町村の実情に応じて民間処理ルートを活用することは、最終処分量の削減やCO₂の削減等による循環型社会の形成に貢献するものと思われることから、県の主導的な取組及び市町村と共に、国に対して財政的支援を働きかけるよう要望します。

【要望の担当】

環境経済局 環境部 清掃施設課長 増川 幸宏 Tel42-769-8246

13 自転車及び高齢者の交通安全対策の推進

くらし安全防災局 くらし安全部 くらし安全交通課
県警本部 交通部 交通指導課 交通総務課

【要望事項】

- 1 交通事故につながりかねない危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化などルール遵守につながる取組をより一層推進すること。
- 2 高齢運転者による交通事故が社会的問題となっている状況等を踏まえ、高齢運転者の免許証の自主返納を促進するための効果的な対策を講じること。

【要望の説明】

本市は、全交通事故件数に占める自転車が関係する交通事故の割合が高く、令和7年度も中央区及び南区が15年連続で自転車事故多発地域に指定されており、地域や関係団体と連携し、様々な対策に取り組んでいるところです。

また、高齢運転者による交通事故の増加が全国的な問題となっており、本市においても同様な状況です。

自転車利用者のルールやマナーの徹底や自動車の高齢運転者による交通事故防止対策については、県、警察、市や地域が一体となった取組が必要であると考えており、関係機関・団体の連携をより一層強化するとともに、効果的な対策が講じられるよう要望します。

1. ルールを守らない自転車運転者への指導の強化等について

本市でも、自転車事故の減少や自転車用ヘルメット着用率の向上のため、地域や警察、交通安全団体と連携し、啓発活動を行うなど様々な取組を行っていますが、危険行為を繰り返す自転車運転者への指導強化など、交通ルール遵守の徹底に向けた取組をさらに進めるよう要望します。

2. 高齢運転者の免許返納促進策について

県において、自主返納のインセンティブとして高齢運転者運転免許自主返納サポート制度を設け、賛同いただける企業等を増やすなどの環境整備に努めていただいていることは承知しておりますが、返納後の移動手段に不安を抱えるため自主返納を行えない高齢者等が、積極的に自主返納できるようにするための、バスやタクシーの割引制度など移動手段確保等の効果的な対策を講じられるよう要望します。

本市における自転車事故件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全交通事故件数	2,546 件	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991 件	1,992 件	1,859 件
自転車事故件数	771 件	681 件	648 件	703 件	627 件	626 件	584 件
市自転車事故の構成率	30.3%	30.7%	32.8%	33.2%	31.5%	31.4%	31.4%
県自転車事故の構成率	23.2%	23.3%	24.4%	25.1%	25.6%	24.9%	24.1%

本市における高齢者事故件数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全交通事故件数	2,546 件	2,215 件	1,975 件	2,116 件	1,991 件	1,992 件	1,859 件
高齢者事故件数	802 件	746 件	672 件	745 件	683 件	694 件	628 件
市高齢者事故の構成率	31.5%	33.7%	34.0%	35.2%	34.3%	34.8%	33.8%
県高齢者事故の構成率	33.3%	34.2%	34.0%	33.4%	33.4%	34.0%	34.3%

【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 井出 政之 TEL042-769-8229

14 野生鳥獣の被害対策の充実

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した具体的な被害対策等を講じるとともに、野生鳥獣に寄生し、生息域を拡大させ、吸血被害を及ぼすヤマビル等の対策についても検討されたい。

また、ツキノワグマに対する取扱いを見直していただくとともに、ニホンジカやイノシシ等の危険動物が市街地に出没した際に、速やかに市民の安全を確保するため県が主体的に捕獲を実施することを要望します。

【要望の説明】

農地と宅地が一体となった集落環境を形成する本市の中山間地域においては、野生鳥獣による農作物被害等は耕作意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大することで、集落そのものを衰退させる大きな要因の一つとなっています。

神奈川県においては、「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置するなど、本市の鳥獣被害対策事業の推進に、多大なる支援をいただいているところですが、引き続き、鳥獣被害の軽減、根絶に向けた支援策を講じるよう要望します。

1. ヤマビル・マダニの被害対策について

ヤマビル被害は、ニホンジカや登山者等を介し、被害区域が拡大していることから被害防止のための有効な対策の検討を要望します。令和6年度からこれまで被害が確認されなかった陣馬山山麓で被害が発生しており、分布拡大防止のための対策が急がれます。また、中山間地域では住民がマダニに刺される被害が発生しており、刺された時の対処方法等、正しい情報の普及を要望します。

2. 宮ヶ瀬湖周辺のニホンザル対策について（管理困難なダムサイト群の除去について）

宮ヶ瀬湖周辺のニホンザルは観光客等による餌やりによって人慣れが進み、被害が恒常化しています。今後、山中でリニア中央新幹線のトンネルや車両基地の工事がすみ、より追いつける場所がなくなり、群れの管理が困難となります。ダムサイト群は丹沢地域個体群の中でも端に位置し宮ヶ瀬湖で分断されており、地域個体群の維持の観点から重要度の低い群れと思われるため、群れの除去を要望します。

3. ツキノワグマの取扱いの見直しについて

津久井地域は野生鳥獣による農作物被害が著しいことから、地域住民や関係団体、行政が一体となり、「地域ぐるみの被害対策」を推進しています。当該地域には、県の絶滅危惧種に指定されているツキノワグマも生息しており、イノシシ、ニホンジカの有害捕獲用のくくりわなによる錯誤捕獲が発生しています。

また、近年本市においては、丹沢山地由来ではなく関東山地由来のツキノワグマの出没及び錯誤捕獲が多発しました。関東山地に生息するツキノワグマの広域的な保護

管理の方針を関係する都県で検討されたい。本市は関東山地の末端に位置し、人工林が多く、地域個体群の保護の観点から重要ではないと思われることから、狩猟自粛について見直しを要望します。

4. ニホンカモシカについて

人里周辺において、ニホンカモシカの日撃情報が増加しており、錯誤捕獲や傷病個体の対応も発生している。今後、有害捕獲の要望が出ることが推測され、個体数の調査の実施を要望します。

5. 危険動物の市街地出没時の対応について

ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ等の危険動物が市町村を跨って市街地区域に出没し、被害が発生した際に、許認可手続きや専門業者への業務委託を一つの市町村で担うのは負担が大きく、捕獲完了までに隣接市町村へ移動してしまう可能性があります。この問題は長期化することが多く、速やかに市民の安全を確保するために、県で主体的に捕獲をしていただきたい。

関連して、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正（令和7年9月1日予定）に伴う県の市街地対応方針を示すよう要望します。

【要望の担当】

緑区役所 区政策課長 笠原 正則 Tel.042-775-8852

15 特定外来生物の主体的な防除の実施

環境農政局 緑政部 自然環境保全課

【要望事項】

特定外来生物であるアライグマについて、「神奈川県アライグマ防除実施計画」に基づき市町村が実施する計画捕獲を実施するにあたり技術的及び財政的支援を行うこと。

【要望の説明】

近年、当市におけるアライグマの生息区域は拡大傾向にあり、市内全域に出没している。アライグマによる被害は、農作物被害だけでなく、生活被害も多く、糞尿等による家屋の損傷や人間への病原菌の感染も懸念されます。

生物多様性の観点からも、アライグマは、従来の生態系を壊す危険性が高く、継続して防除する必要があります。

国では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を一部改正し、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務が明記されており、防除は市としても積極的に実施しておりますが、一方では、都道府県は、被害の防止のために必要な措置を講ずることが義務となることから、第4次神奈川県アライグマ防除実施計画の目標として示される「生息分布域の縮小」「個体数の減少」に向け、市が実施する防除事業に対し、技術的支援とともに、財政的支援を行うことを要望します。

【要望の担当】

緑区役所 区政策課長	笠原 正則	Tel042-775-8802
環境経済局 環境部 水みどり環境課長	角田 仁	Tel042-769-8242

16 保育士宿舎借り上げ支援事業の補助要件の見直しに伴う県の財政支援の強化【新規】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課

【要望事項】

国による保育士宿舎借り上げ支援事業の補助要件の見直しに伴い、県の財政支援強化について要望するもの

【要望の説明】

待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境を整備するためには、教育・保育の担い手となる保育士等の確保が必要不可欠ですが、厚生労働省一般職業紹介状況によると令和7年1月時点の保育士の有効求人倍率は、全職種の平均が1.34倍であるのに対して、3.78倍と大きく上回っており、人材の不足が深刻化しています。

こうした状況の中、国では、保育士等の就業の継続及び離職の防止を目的として、保育士宿舎借り上げ支援事業を実施していますが、同事業については、近年、補助対象期間の短縮、補助基準額の引き下げ等、事業の規模が縮小されておりますが、今年度は、補助対象期間が6年から5年に短縮されるとともに、補助対象者についても、新たに「保育士として初めて保育所等に採用された者」との追加要件が示され、対象者が大幅に制限される見込みとなっております。こうした動きは、保育士等の不足が深刻化している状況と逆行する動きであるとともに、追加要件は、令和7年度予算概要では示されておらず、予告なしの周知であることから、本市を含め、多くの自治体で対応に苦慮しているものと承知しております。県におかれましても、本市と同様に補助対象者の追加要件による影響についてご理解いただき、国に対して、追加要件の削除について、要望いただいているものと承知しております。また、本事業に関わらず、東京都では、保育士等の処遇に対する手厚い支援を実施しており、本市も含め、東京都と接する神奈川県自治体では、県外への保育人材の流出が懸念される状況であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、国において、追加要件の削除が行われるまでの期間、国が令和7年度予算概要時点で示した「採用された日から起算して5年以内」の者を補助対象者とできるよう県内市町村への財政支援を要望いたします。

また、県においては、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士等の宿舎の家賃等を支援する市町村に対して最大10年間を上限に補助する制度を令和7年度に創設したところですが、補助対象の自治体から指定都市及び中核市が除かれています。県内全体として、保育人材の確保を進める必要性を鑑み、本市を含めた指定都市及び中核市を補助対象の自治体に含めるよう要望いたします。

【要望の担当】

こども・若者未来局 保育課長 風間大祐 TEL042-769-8341

17 子どもの学習進学支援事業補助金の制度改善【新規】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課

【要望事項】

令和7年度より神奈川県で開始した子どもの学習進学支援事業補助金について、年度単位で対象者を決定し、年度途中で制度の要件を満たさなくなった場合でも補助対象外とならないようにするなど、活用しやすい制度に改善すること。

【要望の説明】

本補助制度の開始に合わせ、本市では、低所得者世帯の中学校3年生及び義務教育学校9年生の学習塾代を支援するスタディクーポン事業を開始しました。

本補助制度では、実施自治体内に居住する中学校3年生及び就学援助制度利用世帯又は生活保護世帯のいずれも満たす者を対象として、月額1万円を上限に補助されますが、年度途中での市外転出や就学援助制度の収入要件を満たさなくなった場合などは、翌月以降は補助対象外となるため、転居先の市町村が同等の制度を実施していない場合は年間受講予定の変更等が必要となるなど、先を見通した学びの保障に支障をきたすことになります。

このため、年度単位で対象者を決定し、年度途中で補助対象要件を喪失した場合でも当該年度内は交付済みのクーポンに対する補助を認めるなど、事業の趣旨に鑑み、経済的に不安を抱える家庭が安心して活用できる制度への改善を要望します。また、年度当初から事業が開始できるよう、前年度中に事業者を選定できる仕組みを構築することを要望します。

【要望の担当】

教育局 教育環境部 学務課長 宮澤 正樹 Tel.042-769-8282

18 フリースクール等を利用する不登校児童生徒への支援策の充実【新規】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 青少年課

【要望事項】

不登校児童生徒の学びの場を保障するため、フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金において、補助率を引き上げるとともに、補助対象者を拡充すること。

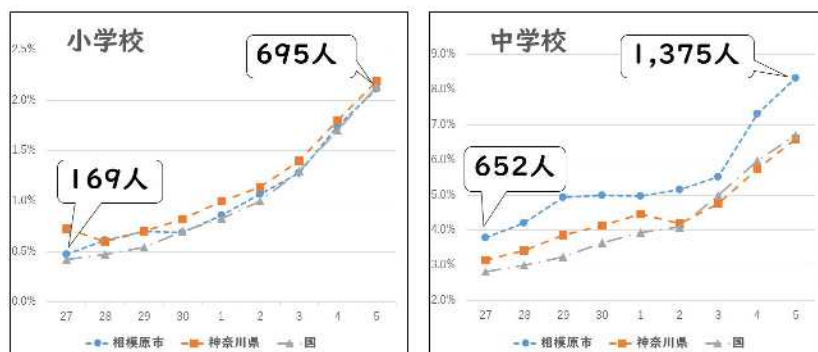
【要望の説明】

不登校児童生徒の学びを保障するために、本市では、フリースクール等利用児童生徒支援補助金の制度開始や、校内教育支援センターの設置促進、教育支援センターの機能拡充等によって多様な学びの場を整備し、不登校児童生徒への支援を進めているところです。

学びの場の選択肢の一つであるフリースクール等の民間施設は、私立学校在籍者も含めた、様々な環境の様々な状態の児童生徒にとって、特色ある支援を受けられる貴重な場であるとともに、在籍する学校の校長判断により、通所することが「出席扱い」として認められる重要な場です。しかし、低額とはいえない利用料が家計への負担となり、保護者や児童生徒が継続的な通所を望んでも、その維持が困難になることが懸念されます。

つきましては、県と市の適切な役割分担の下、連携して不登校児童生徒への支援を推進するため、「神奈川県フリースクール等利用児童・生徒支援事業費補助金」において補助率を2分の1へ引き上げるとともに、県民である全ての不登校児童生徒が同様に支援を受けられるよう、補助対象を県外私立学校に在籍する児童生徒の保護者等へ拡大することを要望します。

○不登校児童生徒数の推移



「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

【要望の担当】

教育局 教育相談課長 折原 奈帆 TEL042-769-8285

19 高等学校等における授業料支援施策の拡充【新規】

【3指定都市共通項目】

福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課

【要望事項】

- 1 高等学校等就学支援金の所得制限撤廃について、国への働きかけを行うこと。
- 2 学費補助金を県外の私立高校在籍者にも適用させるとともに、所得制限を撤廃すること。

【要望の説明】

現在、県内在住生徒の高等学校等の授業料に関しては、国の高等学校等就学支援金に上乗せし、神奈川県が学費補助金を給付されることによって、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われておりますが、東京都では所得制限を撤廃し、世帯年収に関係なく無償化が行われているなど、都道府県間で不公平感が生じています。

高校生等が居住する地域に関係なく、安心して学校に通うことができるよう、高等学校等就学支援金の所得制限撤廃を国へ働きかけるとともに、県の制度である学費補助金の所得制限の撤廃及び県外の私立高校在籍者への適用を要望します。

【要望の担当】

教育局 教育環境部 学務課長 宮澤 正樹 TEL042-769-8282

20 障害者に係る地域生活支援事業費等補助金の適切な財政措置【新規】

【3 指定都市共通項目】

福祉子どもみらい局 福祉部 障害福祉課

【要望事項】

地域生活支援事業費等補助金について、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に2分の1になるよう予算の確保を市と連携して国へ要望するとともに、県においても所要額を確保すること。

【要望の説明】

地域生活支援事業は、国庫補助金の対象事業の経費に対して国が認める基準額が大きく下回っているため、本市への実質的な補助率は3分の1程度、県補助金の実質的な補助率は6分の1程度となっており、財政的な負担が課題となっています。

このことから、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に2分の1になるよう基準額の算定方法の見直しによる予算の確保を市と連携して国へ要望していただくとともに、県においても所要額を確保していただくよう要望します。

補助金の交付状況

(単位：千円)

	対象経費	国補助額	県補助額
令和元年度	1,091,804	321,952	159,934
		29.5%	14.6%
令和2年度	969,259	327,929	161,933
		33.8%	16.7%
令和3年度	951,247	337,379	168,688
		35.5%	17.7%
令和4年度	1,007,732	338,887	162,336
		33.6%	16.1%
令和5年度	1,050,869	289,520	144,758
		27.6%	13.8%
令和6年度 (見込み)	1,039,560	293,364	146,681
		28.2%	14.1%

【要望の担当】

健康福祉局 地域包括ケア推進部 高齢・障害者支援課長 小原 隆 TEL042-769-8355

21 都市計画基礎調査の実施に係る交付金額への要望 【新規】

県土整備局 都市部 都市計画課

【要望事項】

市町村が実施する都市計画基礎調査の実態に合わせて、調査に要する費用が満額交付されるよう予算措置を講じることを要望する。

【要望の説明】

神奈川県は、都市計画法第6条第1項に基づき都市計画に関する基礎調査をおおむね5年毎に実施しており、同条第3項により関係市町村に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができると規定されています。

この規定に基づき、相模原市は市域が広大であることから、2年間に渡り市域全域の都市計画基礎調査を実施し、成果を神奈川県に提供しています。

調査実施に当たり、神奈川県から交付金を受領しておりますが、交付額については、「都市計画基礎調査交付金交付事務の取扱い」により「予算の範囲内において交付金を交付する」とされており、調査に要する費用が満額交付されていない状況が続いております。

市町村は調査に協力する立場であることから、市町村が実施する都市計画基礎調査に要する費用が満額交付されるよう予算措置を講じることを要望します。

○本市のこれまでの交付実績

平成29年（調査期間：平成28年～平成29年）（千円）

総事業費(a)	34,992
神奈川県内示額(b)	13,942
差(a-b)	21,050

令和4年（調査期間：令和3年～令和4年）（千円）

総事業費(a)	34,430
神奈川県内示額(b)	18,514
差(a-b)	15,916

【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課長 三村 誠 TEL042-769-8247

22 広域交通網の整備への支援

県土整備局 都市部 交通政策課

【要望事項】

小田急多摩線延伸の実現に向け、交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」で示された収支採算性等の課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

【要望の説明】

小田急多摩線延伸（唐木田～上溝）については、これまでも小田急多摩線延伸に関する関係者会議に参画いただくなど、支援をいただいているところです。また、「かながわ交通計画」においては、上溝以西の田名地区、愛川・厚木方面への延伸について、構想路線として位置付けられたところです。

交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、①収支採算性、②費用負担のあり方を含む事業計画の十分な検討、③都県境を跨ぐ路線として関係地方公共団体の協調による検討が課題として示されている中、延伸の実現に向けて、こうした課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援をいただくことを要望します。



【要望の担当】

都市建設局 まちづくり推進部 交通政策課長 長澤 孝 TEL042-769-1395

23 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援

教育局 指導部 高校教育課

【要望事項】

県立高等学校への通学が長時間を余儀なくされるなど、通学上の特別な事情がある特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が、隣接する地域の都立高等学校へ進学することができる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

【要望の説明】

本市の津久井地域においては、県立高等学校が少ないことや交通の状況から、厳しい通学環境におかれている生徒が多くいます。

特に、藤野地区・相模湖地区の生徒が県立高等学校に通学するためには、バスで最寄り駅へ行き、ＪＲ中央線八王子駅を経由し、横浜線沿線の橋本、相模原方面に向かうこととなり、非常に長時間の通学を余儀なくされることから、通学の利便性が高いＪＲ中央線沿線の東京都立高等学校への進学を希望する生徒が一定数おります。

こうしたことから、本市の特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が都立高等学校へ進学することが可能となる特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけることを要望します。

【要望の担当】

教育局 学校教育部 学校教育課長 菅原 勝 Tel042-769-8284

24 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置

教育局 指導部 保健体育課

【要望事項】

保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の公費負担など持続可能な全国一律の制度の創設及び学校給食用食材の価格高騰対策として必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

【要望の説明】

児童生徒の心身の健全な発達に資する学校給食は、食育の生きた教材として、義務教育課程において重要なものとなっています。法令上、学校給食費に係る食材費は、保護者負担となっているものの、近年、学校給食費の無償化など独自の助成制度を実施する地方自治体が増え、居住する地域により、学校給食に係る保護者の経済的負担に大きな差異が生じています。

保護者の負担軽減を図るため、公費負担を念頭においた持続可能な全国一律の制度の創設や、学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を講じるよう国に働きかけることを要望します。

○本市の給食食材費負担の実施状況（1食当たり）

実施時期	内 容	
令和4年度 7月～ 3月	(小・中学校)	10円
令和5年度 4月～11月	(小中学校及びセンター校)	15円
7月～11月	(デリバリー校)	15円
12月～ 3月	(小中学校及びセンター校、デリバリー校)	30円
令和6年度 4月～10月	(小学校)	21.1円
11月～ 3月	(小学校)	24.0円
4月～10月	(センター方式の中学校)	48.5円
11月～ 3月	(センター方式の中学校)	58.2円
1月～ 3月	(デリバリー方式の中学校)	54.4円
令和7年度 4月～3月	(小学校)	40円
	(中学校)	80円

○無償化の実施

令和6年1月から3月分までの小学校給食費の無償化を実施

(1人当たり 13,800円(月額4,600円 × 3か月分))

令和7年度から小学校及び義務教育学校1年生の学校給食費の無償化を実施

(1人当たり 50,600円(月学4,600円 × 11か月))

【要望の担当】

教育局 教育環境部 学校給食課長 林 壮太 TEL042-707-7084

25 県立特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置

教育局 支援部 特別支援教育課

【要望事項】

市内の県立特別支援学校高等部において視覚・聴覚部門を設置すること。

【要望の説明】

本市では、県立相模原中央支援学校の小・中学部に視覚・聴覚部門が設置されており、市内在住で学びの場に視覚・聴覚部門が適当であると判断された児童生徒が通学しているところです。

しかし、同校の高等部には、視覚・聴覚部門が設置されておらず、進学を希望する生徒は市外・県外への遠距離通学、または寄宿舍で家族から離れての生活を余儀なくされており、生徒や保護者の経済的・心理的負担が大きい状況となっています。

つきましては、視覚・聴覚部門に該当する生徒の高等部進学に当たっての負担軽減、地域において十分な学びの場を確保するために、相模原中央支援学校をはじめとした、市内全域の県立特別支援学校の高等部において、視覚・聴覚部門を設置することを要望します。

相模原市内の特別支援学校

学校名	部 別	分教室
津久井支援学校	小・中・高（知的障害・肢体不自由）	
相模原支援学校	小・中・高（知的障害）	橋本分教室
相模原中央支援学校	幼・小・中（視覚障害・聴覚障害） 小・中・高（知的障害・肢体不自由）	

【要望の担当】

教育局 支援教育課長 西内 一裕 TEL042-707-7339

26 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化

教育局 支援部 特別支援教育課

【要望事項】

医療的ケア実施校に対する看護師の巡回派遣等を実施するとともに、看護師のスキルアップ研修の充実を図ること。

【要望の説明】

本市では、インクルーシブ教育を推進する観点から、令和元年度より、通学区域の学校で医療的ケアを実施してきました。また、令和4年度から常勤の看護師を教育委員会に配置し、市内の医療的ケア実施校に対する巡回相談も実施しているところです。

しかし、医療的ケア児は増加傾向にあり、医療的ケアの内容も複雑化していることから、看護師の専門的なスキルの向上が急務であり、これまで以上に特別支援学校のセンタースタッフの活用が必要な状況となっています。

また、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行され、医療的ケア児等に対する支援に関し、地方公共団体の責務が規定されました。

つきましては、医療的ケア実施校に対する看護師の巡回指導等を実施することや看護師のスキルアップ研修の充実を図ることを要望します。

○市立小中学校における医療的ケアの実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受入人数	9人	11人	12人	13人	12人
学校数	7校	9校	10校	13校	12校

【要望の担当】

教育局 支援教育課長 西内 一裕 TEL042-707-7339

27 交番の効果的な設置及び再編

警察本部 地域部 地域総務課

【要望事項】

交番の設置等について、地域の要望等を踏まえた効果的な計画とすること。

【要望の説明】

県警察におかれましては、「神奈川県警察交番等整備基本計画」に基づき、令和6年度末で県内7箇所の交番が統合され、今後もさらに交番を統合する予定であると承知しております。

交番は、安全・安心な市民生活を確保して行く上で重要な存在であるため、市内各自治会等から5箇所への新設等の要望があります。

このうち、町田駅南口地区については、現在市有地に民間交番を設置しておりますが、24時間の防犯対策が必要であることから、交番設置を地域から強く切望されている状況です。町田駅南口の治安を懸念している市民が多い現状を踏まえると、市としても交番設置の必要性が高いと考えております。

また、大野台地区については、相模原南警察署の神奈川県高相合同庁舎敷地内への移転後においても地域の治安を維持できるよう、地域から交番設置を要望する声が高まっております。

こうしたことから、市内各地区の設置要望や人口、事件、交通事故の発生状況、その他の地域特性を踏まえて効果的な設置及び再編を進めることを要望します。

交番設置等要望箇所（5箇所）

区名	警察署	要望数	要望地区
中央区	相模原警察署	3	下九沢方面、矢部駅、田名（移設）
南区	相模原南警察署	2	大野台、町田駅南口
各区合計		5	

【要望の担当】

市民局 交通・地域安全課長 井出 政之 TEL042-769-8229

令和8年度

県の予算・制度に関する要望書

相模原市 市長公室 政策部 政策課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280

seisaku@city.sagamihara.lg.jp